市野谷自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、市野谷自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5)情報の収集伝達に関すること。
- (6)避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 避難行動要援護者支援者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の整備及び管理に関すること。

3 自主防災会の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に 行うため防災組織を編成する。【別紙1】

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発生後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し 物に付随する形式で随時実施する。

5地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 流山市地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1)訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練などとする。

- (2) 個別訓練の種類
 - ① 情報収集・伝達訓練
 - ② 消火訓練
 - ③ 救出・救護訓練
 - 4 避難訓練
 - ⑤ 給食·給水訓練
- (3)総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6)訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7)訓練の時期及び回数

訓練は、総合訓練にあっては、年1回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1)情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2)情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、伝令等による。

8 澼難

火災の延焼拡大等により地域住民の人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるとき は、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

流山市長の避難勧告・避難指示が出たとき、または自主防災会長が必要であると認めたときは、自主防災会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、自主防災会長の避難誘導の指示を受けたときは、避難計画書に基づき、 住民を避難地に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、流山市役所の要請により協力するものとする。

(4)避難計画

避難所等【別紙2】

9 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震発生時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出 火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として 次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火機材等を各家庭において配備する。

① 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭での整備

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・ 救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めたときは、 【別紙3】に明記する医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を要すると認めたときは、防災関係機関の 出動を要請する。

11給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班及び物資配分班は、市から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保 した飲料水により給水活動を行う。

12避難行動要支援者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、災害時要援護者台帳やマップ等を作成し、行政、 民生委員、民生児童委員、訪問看護員、ボランティア等と連絡を取り合って定期的に 更新する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討 災害時に自力で非難することが困難で、特に支援が必要な方に対する円滑な避難誘導 や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

13他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織やボランティア団体等と連携を図るものとする。

14防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

- (1)配備計画
 - ① 備蓄資機材【別紙4】
 - ② 備蓄場所 自治会館敷地内
- (2) 定期点検

毎年9月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

15その他

この計画は、必要に応じ、随時、見直しを行うものとする。